



# 労基署便り2013

25年度-3

## 大河原労働基準監督署

〒989-1246 柴田郡大河原町字新東24-25

☎0224-53-2154

## 労働災害発生状況

平成25年(5月末現在)

業種	大河原署管内			宮城局管内		
	H24	H25	前年比	H24	H25	前年比
<b>製造業計</b>	24	18	-6	186	185 (1)	-1
食料品製造業	12	6	-6	82	75	-7
機械金属製造業	8	7	-1	46	57 (1)	+11
<b>建設業計</b>	13	11 (2)	-2	198 (2)	173 (2)	-25
土木工事業	3	3	±0	55	57	+2
建築工事業	8	8 (2)	±0	130 (2)	101 (2)	-29
その他の建設	2	0	-2	13	15	+2
<b>運輸交通業計</b>	7	5	-2	143	120	-23
道路貨物運送業	7	5	-2	108	91	-17
<b>商業</b>	12	11	-1	181	190 (1)	+9
<b>全産業計</b>	73	69 (2)	-4	1,015 (3)	1,021 (5)	+6

休業4日以上死傷労働災害(労働者死傷病報告による)。前年比は死傷者数。(人)

( )は内数で死亡者数 \* 機械金属製造業～鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計

## 熱中症を防ぐために

熱中症は7～8月に多く発生しています！！

前号で重点実施事項を説明していますが、作業環境管理、作業管理、健康管理 労働衛生教育を適切に実施し、熱中症を防止してください。

なお、身体状況の確認時に次の兆候がみられたら、熱へのばく露を止めることが必要となります。

心機能が正常な労働者については、1分間の心拍数が、数分間連続して、180から年齢を引いた値を超える場合

作業強度のピークの1分後の心拍数が120を超える場合

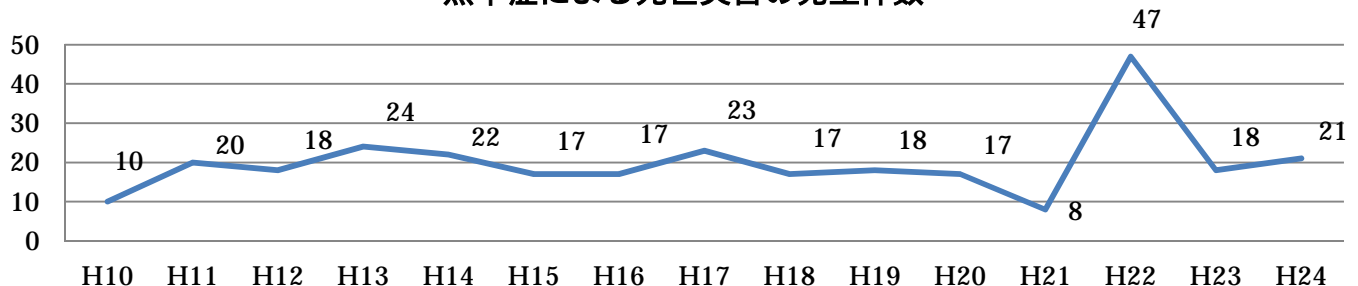
休憩中などの体温が、作業開始前の体温に戻らない場合

作業開始前より、1.5%を超えて体重が減少している場合

急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失などの症状が発現した場合 等

\* 本年もすでに熱中症が発生しています。

### 熱中症による死亡災害の発生件数



# みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動

(平成24年12月1日～平成27年3月31日)

## 第2次期間始まる

平成25年4月1日～平成26年3月31日

昨年12月から「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開し、県下の関係機関が一体となり、労働災害防止の取組みを推進してきました。今年1月から5月末の労働災害は、173人と昨年同期と比較し12.6%減少するなど、取組みの効果が表れてきています。

平成25年も下水道、道路、住宅等の復旧・復興工事を始めとする建設工事での労働災害の多発が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、第2次期間の平成25年度も重点的な取組みを実施していきます。

主な取組：安全宣言活動 目標数：平成26年3月末までに750社

\*安全宣言し、宮城労働局 健康安全課 (Fax022-295-3668) まで 内容を FAX する必要があります。  
その他詳細は、宮城労働局ホームページ 「みやぎ復旧・復興ゼロ災運動」を参照ください。

## 7月1日から、改正「労働安全衛生規則」が施行されます 車両系建設機械の解体用機械として鉄骨切断機等が規制対象

鉄骨切断機等とは、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 をいいます。

従来解体用機械として、ブレーカーのみ規制されていましたが、鉄骨切断機等による死亡災害等の重篤な災害が発生していることから、規制対象となりました。これにより、特定自主検査等の定期自主検査を実施しなければならないほか、作業計画の作成、主たる用途外使用の制限等他の車両系建設機械同様の措置が必要となります。

また、従来の車両系建設機械（解体用）の技能講習修了の資格だけでは運転業務はできませんので、技能講習修了証の保有状況、運転の実務経験に応じた特例講習を受講する必要があります。

## 派遣先事業主の皆様へ

派遣労働者が療養（補償）給付を請求する場合、平成24年10月より派遣先事業主は、療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号）、療養給付たる療養の給付請求書（様式第16号）の用紙裏面の「派遣先事業主証明欄」に証明をお願いします。

なお、派遣労働者の被った災害について、派遣先の安全衛生法違反が認められ、災害の直接原因となつたと認められる場合には、国が労災保険給付相当額を派遣先事業主に請求する場合があります。

平成25年度の労働保険の年度更新手続等について 申告・納付期間は7月10日まで

年度更新相談コーナー 日時：平成25年7月4日(木)～10日(水)（土日除く）  
時間：9：00～12：00 13：00～16：00  
場所：大河原労働基準監督署 1階会議室